

半檀家論の再検討

朴澤直秀

はじめに

1 半檀家とは

半檀家（複檀家）とは、一家内の成員が複数の異なる檀那寺の檀那となっている家のことを指している用語である。多様な形態があるが、家内の女性と男性とがそれぞれ決まった別の寺の檀那となる場合（男女別寺檀制）か、婚入家族が実家の寺檀関係を婚家に持ち込む場合が多くみられる。

半檀家（複檀家）研究の経緯については以下に解説するが、近年は、現代社会における系譜観念・寺檀関係の変容に伴い、あらためて研究課題とされている。最近でも、吉原陸「男女別複檀家制の基礎的研究——柏市周辺地域の事例から——」⁽¹⁾、森本一彦「複檀家から一家一寺へ——出羽国村山郡山家村の事例——」⁽²⁾などの研究がある。

2 「半檀家」「複檀家」という用語をめぐる

「半檀家」という用語に関しては議論があり、学術用語として「複檀家」という語を用いるべきだとの主張がなされている。⁽³⁾まず、この問題について触れておきたい。

半檀家が注目されるようになったのは、戦後のことであるが、当初はもっぱら半檀家という用語が用いられていた。しかし、一九六〇年代にいたり、野口武徳氏により、「複檀家」という用語が提唱された。野口氏は、「複檀家制と夫婦別・親子別墓制——日本の親族研究への一視角——」⁽⁴⁾で次のように述べている。

従来半檀家と呼ばれているものは、一軒の家が二つの寺に関係するとは限らないので、〈半檀家〉と呼ぶより、〈複檀家〉と称する方が妥当で、学術用語としては〈複檀家〉という語を用い、〈半檀家〉はそのサブタイプとして考える方が妥当であろう。そして、この〈半〉と〈複〉という用語の差は、家の問題、親族の問題としてこれを考える際の研究者としての基本的態度とも関連してこ

よう

また、後に福田アジオ氏も、「寺檀関係と祖先祭祀」(一九八八年)⁽⁵⁾

で、

『半檀家』は民俗語彙であり、その意味するところは、けっして一軒が半分に分かれて二つの寺と寺檀関係を形成しているということではないが、学術用語として使用される際には、『半檀家』は、一軒の家が二か寺と寺檀関係を形成しているものと限定的に理解されかねない。そこで、一軒の家を単位としてみたときに、複数の寺と関係を形成している寺檀関係を、学術用語としては「複檀家」と称することにしよう。

と用語設定を行っている。

一方、大桑斉氏は、一九八六年、「半檀家の歴史的展開」⁽⁶⁾で、一家複数寺の寺檀関係において、二ヶ寺がかかわるか、それ以上の寺がかかわるかという問題は本質ではなく、「まるまる一寺の檀家でない」ことが問題であると述べた。さらに民俗慣行における「半檀家」「片檀家」は「全でない」という意であることを指摘した。

一家複数寺の寺檀関係について、史料用語・民俗語彙としては「半檀家」「片檀家」「ハンダンカ」「カタダンカ」といった語が専ら用いられている。一方「複檀家」という語は、いうまでもなく概念操作の必要上作られた語である。また、論者が「半檀家」「複檀家」のいずれの語を用いるかということは(殊に意識的に「複檀家」を用いることにおいて)、野口氏がその問題提起で述べたように、多様な寺檀関係を対置し、寺檀関係の形態のなかに系譜観や家族観などを読みとっていかうとするのか、それともあくまで一家一寺制を寺檀関係の主要

な形態と捉えるのか、という立場の相違を反映している場合がある。

史料用語として、「半檀家」「片檀家」に対置される語が「丸檀家」であることや、近世の寺檀関係の基調は一家一寺制であると思われることから、本稿では基本的に大桑氏の主張に従い、「半檀家」の語を用いたい。ただし、婚入家族・養子が実家の寺檀関係を持ち込む場合には、史料上「半檀家」「片檀家」といった特定名称は用いられないように思われる。このことに鑑みれば、一家複数寺の寺檀関係を、総体として「複檀家」と称するなり、福田アジオ氏が九〇年代に入ってから提唱したように「一家複数寺的寺檀関係」と呼ぶことが妥当かとも思われる。だが後述のように、婚入家族、養子が実家の寺檀関係を持ち込む形態は、容易に、家族内で継承される一家複数寺の寺檀関係へと転化し得るものなので、あくまでも「丸でない」ことを重視して、本稿では原則として「半檀家」と呼んでおきたい。

3 形態分類と歴史的展開論

従来の、半檀家をめぐる研究には、大きく分けて二つの立場を認めることができる。

その一方が、形態分類を伴う研究である。形態分類の先駆けは、最上孝敬氏によって行われた。最上氏は、「半檀家制について」⁽⁸⁾で、一家一寺制の寺檀関係を基本的なものとして、用語の上では「野口武徳氏など一家が数カ寺に属するものをふくめて複檀家とよんでおられるが、民間の発想法(「半檀」「丸檀」——朴澤註)を用いると部分檀家ということになろう」として「半檀家」の語を用いている。そして、その事例を整理し、

○固定型の男女別半檀家制

一軒の家で男子の属する寺と女子の属する寺と、二つの寺がちやんとまわっていかからないもの。

○(生家) 継承型の男女別半檀家制

他家から来た嫁がその生家の寺に所属し、その生んだ女子も同じく母方に属する結果生じたもの。

○主婦別半檀家制

子女はすべてその生家本来の寺に属し、他家から来た嫁だけが、その生家の寺をたもつて別になつていくという方式。

○主婦以外の家族の一員だけを、時にはその者と関係の密接な人員をふくめて、別檀としていく風。

○一家のうち幼児だけを別檀とするもの。

最上氏は、これらの類型をめぐり、

◎伝承の検討や墓地調査の結果から、一八世紀半ばごろに、固定型の男女別半檀家制から継承型の男女別半檀家制への変化があったものと考えられる。

◎男女別半檀家制は、女子の生家帰属と、生家・婚家両寺の勢力争いの結果とられたもつとも合理的な妥協策の一つと考えられる。

◎男女別半檀家制にみられる一つの際だった特徴として、女子は居住する部落の寺の檀那、男子は部落外、ときには相当離れた寺の檀那であることが多い。

といった点を指摘している。

寺檀関係の類型化に積極的な意味を与えたのは村武精一氏である。

氏は、「祖先祭祀と家族―日・琉祖先祭祀から見た系譜関係の塑性性」⁽⁹⁾で、半檀家の形態を系譜関係と結びつけて考察した。

村武氏は、それまでの研究に対して、「日本の族制構造のなかでもつ意味とか、その信仰・観念などのイデオロギー的側面とかが、ほとんどとりあげられなかった」と述べ、氏

が関心を寄せる後者の問題に関して、半檀家制が有益な資料たり得るとして、系譜関係に焦点を定めた類型化を行った。

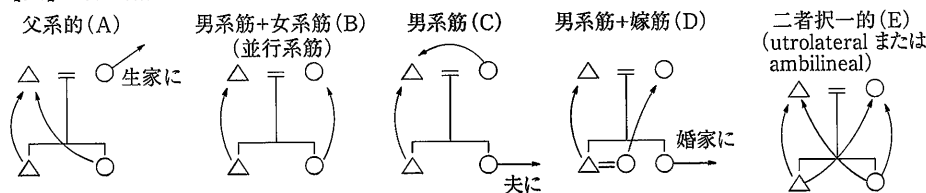
村武氏が提示した類型は、ここに引用した【図】のごとき五種類である。以下に示す、諸類型の特質や、最上氏の類型との関係は、村武氏自身の認識による。

(A)「父系的」最上氏のいう「主婦別半檀家制」に当たる。婚入者を排除し、息子・娘共に父に結びつけており、父系的な強調をみてとることができる。「男女別半檀家制」のカテゴリーには入らないし、厳密にいえば、「半檀家」であることすらあやしまれる。

(B)「男系筋+女系筋」(並行系筋・並行帰属) 最上氏のいう「(生家)継承型の男女別半檀家制」に当たる。男系筋による檀那寺帰属と女系筋によるそれとが、同一の家族的祖先祭祀集団のなかで並行して存在している。

村武氏は、それまでの研究に対して、「日本の族制構造のなかでもつ意味とか、その信仰・観念などのイデオロギー的側面とかが、ほとんどとりあげられなかった」と述べ、氏が関心を寄せる後者の問題に関して、半檀家制が有益な資料たり得るとして、系譜関係に焦点を定めた類型化を行った。

【図】 村武精一氏による寺檀関係からみた親子関係のダイアグラム



村武精一「祖先祭祀と家族―日・琉祖先祭祀から見た系譜関係の塑性性」より引用。

(C) 「男系筋」 一家一寺の寺帰属方式に類別されるもの。⁽¹⁰⁾

(D) 「男系筋+嫁筋」 最上氏という「固定型の男女別半檀家制」に当たる。

(E) 「二者択一的」 桜田勝徳氏の「野母村の宗旨御改繪踏帳から」で紹介されている、西彼杵半島野母村の諸事例・多様な形態のなかの、「兄弟姉妹間で（寺帰属を）異にするもの」及び「親子二世代間で寺帰属を異にするもの」。子供たちが両親いずれかの寺、あるいはもつと上の直系または傍系の血縁者の寺への帰属を選択し、決定するという方式または觀念の結果として理解できるかみえる。

村武氏は、これらの類型と、琉球の実態との対比を行い、(F) 「多系的II双系的」形相を加えて、日・琉の祖先祭祀を中心にしてみた「家族や親族の幅ひろい変差とその柔軟な塑性性」に注目を促している。

福田アジオ氏は、「寺檀関係と祖先祭祀」⁽¹²⁾ ならびに「近世寺檀制度と複檀家」⁽¹³⁾ において、一家一寺制を、農民の家のあり方に規定された一般的なあり方としつつ、宗門帳にあらわれた事例および現代の事例から、寺檀関係を次のように類型化した。

① 男の寺・女の寺がそれぞれ固定。婚入家族はその家の男の寺・女の寺の檀那になる。

② 夫婦別寺で、男子は父親の寺、女子は母親の寺に帰属する。その寺檀関係を結婚後も維持する。

③ 夫婦別寺だが、子供は父親の寺を男女共に継承する。父系的な帰属形式といつてよい。

④ 家のなかに複数の寺檀関係があるが、夫婦・男女による帰属が

決まっておらず、同性の間で帰属が異なるもの。比較的多く見られるのは、夫婦別寺で子供が性に関係なくどちらかの寺に帰属するもので、選択的帰属であるといえる。ただし、ごくわずかであって、個別的な事情に大きく規定されているものと思われる。

⑤ 一家一寺の寺檀関係。内部的にみれば、当主（世帯主）の寺檀関係に男女とも帰属する方式である。

さらに福田氏は、家の成員変更と寺檀関係の変更との関係から、

(A) 「変更型」結婚後、寺檀関係を婚入先のものに変更する。

(B) 「継続型」結婚前の寺檀関係を結婚後も維持する。

の分類を、また、親子間の帰属形式から、

(X) 「父系帰属」子供は男女とも父親の寺檀関係を継承する。

(Y) 「並行帰属」男子は父親の寺、女子は母親の寺とにそれぞれ帰属する。

(Z) 「選択帰属」子供は性を基準とせず選択的に親の寺を継承する。

の分類を行い、それぞれを横軸・縦軸にとつて、寺檀関係の類型把握を行っている。

福田氏は、近世前期にはB型が多くみられ、近世的な家の成立以前とされている。また、日本社会にX・Yが併存していたことにも注意を促している。そして「近世寺檀制度は、これらの諸類型を含みうるものとして成立したのであり、その諸類型のなかでの歴史的变化は、その変化をもたらした近世の家の変化を示しているのである」としている。

一方、大桑齊氏は、「半檀家の歴史的展開」⁽¹⁴⁾で以下のように形態分類・類型化による議論に疑義を呈している。

大桑氏は、寺檀制度の本質的基盤は「家」にあり、故に一家一寺形態がその本質をもっともよく表しているとする。そして、男女別寺檀関係と一家一寺の寺檀関係との相互連関や、その「内在的契機」「社会的基盤」をこそ問題化したいとしている。そして、福田アジオ氏の類型化を、相互間の移行関係をみる視点を欠く靜態的把握として、批判している。

氏は、それ以前の論考をも含め、近世前期の加賀藩で、農民の家を自立させる目的で、家相続と寺檀関係との一本化を進める政策が行われたとする。ただし、大桑氏は、全ての藩が加賀藩のような政策を展開したわけではないとする。そして、特に弱小寺院にとっては、半檀家の再生産はその存立の基盤に関わるものであり、そこにも半檀家が後世まで残っていく要因があるとしている。

また大桑氏は、近江高島郡（大和郡山藩領）での、半檀家の解消をめぐる争論を取り上げて考察を進めている。その事例では、檀家側の一家一寺制への指向を、代々妻の檀那寺となつている寺が阻止しているという。そして、少なくとも寛文→享保期ごろまでは民衆に一家一寺制への強い志向性（「家」の論理）があり、半檀家形態は民衆にとつて「常の習」に反するものと観念されていたという。

そして、加賀藩領の事例と近江高島郡の事例とから、寺檀関係を決定する論理が、血縁の論理（「親付」。婚入先よりも、親子関係が優先）↓「家」の論理（婚入先の寺檀関係が優先）↓地縁の論理（男女別寺檀制において、女性を村の寺の檀那とするケースが一般的であるなど）という展開をみせるのではないかという仮説が提示されている。

氏は、近世中期に出現する男女別形態の寺檀関係には、家結合を越えた共同体の意志が介入するようになると捉える。近世中期における、村寺の維持のあり方の変化（村共同体による維持から性別集団による維持へ）が反映していると主張するのである。

さらに大桑氏は、後の論考「墓・寺・先祖」⁽¹⁵⁾でも、同様の展開過程を見出し、かつ「寺檀関係の主軸はあくまで一家一寺制であつて、多くの半檀家の事例とても、それらが一家一寺制に収斂しあるいはそれが変化してゆく過程の多様性を示すものではない」としている。

右のとおり、従来の半檀家研究をめぐり簡単な整理を行った。以下では、第一節で近世初期の「自由」や「複雑」とされる半檀家の事例について検討を行い、第二節で半檀家の成因・解消因が具体的にわかる事例を紹介する。この二つの作業を通じて、従来の視点に再検討を加えたい。

第一節 近世初期の半檀家事例の再検討

大桑齊氏は、「寺檀制度の成立過程」⁽¹⁶⁾で、近世社会の成立により、複合家族において家父長が家を代表して結ぶ「門徒的寺檀関係」↓個別的な寺檀関係である「旦那的寺檀関係」↓単婚小家族形態の近世的「家」を単位とした「檀家的寺檀関係」と、寺檀関係が変質するとし、「一家複数寺制」から「一家一寺制」へと展開するとした。

このように、寺檀制度確立期直前の段階、寺檀制度の影響や近世的「家」の成立により一家一寺制や規則的な寺檀関係の継承が確立する前に、不規則な寺檀関係がみられたという考えが通説化している。こ

の通説の検証は、多系的な系譜観が寺檀制度によって男系的な系譜観に妥容せしめられたのかどうか、また、福田氏の規定でいえば(乙)「選択帰属」が、個別的な事情に規定されない類型として成立し得るのか否か、といったことなどの検討にもつながるであろう。ここでは、近世初期の「不規則な」あるいは「複雑な」寺檀関係の例証とされた事例を再検討してみたい。

1 備後尾道町の宗旨別改

これは、夙に長沼賢海氏の「宗門人別改めの発達」⁽¹⁷⁾において紹介された事例である。長沼氏は、同論文のなかで、尾道の町年寄を勤めた澁谷家に残された、寛永期の宗旨人別改の文書(寛永一〇年)と帳面(寛永一四年または一八年)とを分析している。

長沼氏によれば、寛永一〇年の屋並宗門人別改は、この地方ではこのとき始めて行われたのではないかと思われるほど不整頓である。そして、ここでは主人と女房・子女などの宗旨・檀那寺が一致している。一方、寛永一四または一八年の宗門帳では、夫婦で宗旨及び檀那寺を異にしている場合がかなり多く、親子で檀那寺が異なっている場合もある。長沼氏は、寛永一〇年段階での「檀那寺」は、宗門改のために間に合わせに定めたものであって、それから寛永一七・八年までの間に宗旨人別がようやく整いかけたことを証する事例ではないかとしている。また、「夫婦が檀那寺を異にしていることは、婦が実家のそれを継承してゐると思つてもよいが、親子異なつてゐるのは幕末の宗門帳等には絶対に見られない」とし、親子で檀那寺が異なっているのは宗旨改の制度の初発段階であったからだとしている。そして、「人と檀那寺の関係は、其の初め制度としてまづ定められ後因習となつ

た」と結論づけている。

この事例は、のち脇坂昭夫「寛永期の尾道町宗旨人別帳について」⁽¹⁸⁾でも取り上げられた。脇坂氏は、九州大学九州文化史研究所長沼文庫の宗旨人別帳の写本を利用している。そして、そこに若干みられる、血縁家族間で檀那寺が異なっている事例を類型化し、「1」女房のみ別寺、「2」戸主のみ別寺、「3」男女別、「4」特殊(一例のみ)の四類型を見出ししている。また脇坂氏は、寛永一〇年の段階から檀那寺が変化しているものは、隷属民や下層民が多いのではないかと指摘している。

この宗門帳は、同じく長沼文庫の写本を底本として、『新修尾道市史』第二巻⁽¹⁹⁾に翻刻されている。脇坂氏が指摘している通り、下人・下女を除けば一家一寺制が大半で、その他の類型では「1」が最も多く、「3」がそれに次ぎ、「2」は少なく、「4」は一例のみである。

「4」の事例は、長沼氏・脇坂氏・『新修尾道市史』のいずれとも翻刻に異同があるが、いま仮に一つ書きなどを略していない脇坂氏の翻刻に従うと、

(助七せと) 太郎右衛門(檀那寺〓律宗まんたうし)

太郎右衛門女房(真宗浄泉寺)

太郎右衛門子九右衛門・同女房(真宗川尻西福寺)

という寺檀関係である。

確かに、この「4」の事例からは規則性を見出しにくい(夫婦養子その他の可能性も考えられるが)、数量的にごく例外的な事例であり、基本的には親子間で非選択的に寺檀関係が継承されていたと考えられる。

2 美濃国方県郡東改田村の事例

『岐阜県史』史料編近世四所収の、寛文五年の美濃国方県郡東改田村（現岐阜市）の「吉利支丹宗門御改帳」には、「特殊な」寺檀関係が含まれており、福田アジオ氏が寺檀関係の複雑さを例示するために、「寺檀関係と祖先祭祀」や「近世寺檀制度と複檀家」で分析を加えている。

この宗門帳では五一戸のうち二九戸が非一家一寺となっているが、そのなかでは男女別寺檀制が多い。特殊なものは左の三例のみである。

（これらの事例の寺は全て本願寺宗。括弧内は年齢）

○作蔵一家

光順寺…作蔵（五九）、男子藤蔵（二三）、男子九良三良（一六）

連性寺…女房（五三）、女子つじ（一九）、女子八（二三）

長福寺…女子びい（二九）

○太郎助娘一家

明専寺…太郎助娘きよ（二九）

専長寺…太郎助娘いぬ（二〇）

○新右衛門（尉）一家

連教寺…新右衛門尉（六四）、孫男子万そく（五）

超宗寺…女房（五二）、女子きく（二二）

養教寺…女子とめ（七）

これらの事例は、婚家よりの離別、既亡者の寺檀関係の継承などの事由が考えられないこともないものであるが、「多系的」な理由があったとしても、数量的にはごく限られた事例であって、基本的には寺檀関係は親子間で非選択的に継承されている。

3 出羽国村山郡山家村の事例

大石慎三郎氏の「江戸時代における戸籍について」⁽²¹⁾に引用されている、出羽国村山郡山家村（現天童市）の、貞享四年三月「宗門御改帳」所載の、左の事例が、その後多くの論者によって取り上げられている。これは不規則な寺檀関係の例としてよく取り上げられるものだが、全て大石氏の引用に依拠している。

○彦五郎一家

浄土真宗善行寺…彦五郎（六二）、弟与吉（五〇）

浄土真宗正覚寺…女房（三〇）、女子めい（二〇）

浄土宗来雲寺 …姪なつ（二八）、姪ます（八）、姪なつ母（三八）

浄土真宗雲行寺…甥太郎（二四）

現在原本は行方不明で確認することができないのだが、管見の限り「雲行寺」という寺の所在は近隣で確認できない。現在確認可能な古の宗門帳（享保一五年）の署判寺院二四ヶ寺にも含まれないのである。仮に誤記・誤植ではないとしても、彦五郎妹の男子（婿の実家の檀那寺を継承）なら親子間の非選択的な継承として説明可能であり、検討を要する事例である。

4 相模国足柄上郡千津島村の事例

圭室文雄氏は、「檀家制度の展開過程―相模国足柄上郡千津嶋村宗門人別帳の分析―」⁽²²⁾ならびに『江戸幕府の宗教統制』⁽²³⁾で、千津島村（現南足柄市）の宗門人別帳を分析した。そして、近世の檀家制度が、個人入信↓家族単位↓五人組単位と変化するとし、そこに檀家制度の形式化がみられるとした。その大きな論拠として日蓮宗檀家の減少と消滅（寛文五年6軒、延宝八年3軒、天明七年0軒）を取り上げ、日

蓮宗檀家のみでは五人組を構成できないが故に転宗させられたものとした【表】を参照。

なお、千津島村の宗門人別帳は明治大学刑事事博物館に所蔵されている(目録十二集)。本稿での再検討に当たっては原本を参照したが、延宝八年・宝永二年の分については現在原本が行方不明なので、ユタ系図協会所蔵マイクロフィルム及び『神奈川県史』史料編四近世(一)を適宜参照した。

さて、【表】は、『江戸幕府の宗教統制』から引用した、天明七年の宗門人別帳が表化されたものである。五人組だけでなく、六人組・七人組も設定されている。また、D1組では七人組でありながら戸数合計は九戸、D5組も五人組でありながら戸数合計は六戸となっている。これは、名主文右衛門家の門屋がそれぞれの組に含まれている(珠明寺・天福寺・善福寺各一軒)からである。ここから、五人組単位の、信仰の「一方的押しつけ」を読みとれるかどうかということには疑問があるのではないか。

また、日蓮宗檀家が、五人組単位の信仰の「一方的押しつけ」の結果、転宗せしめられたという点についてであるが、まず、千津島村にみられる、複数寺状態の家族、及び日蓮宗(法華宗)の檀那などについて、寛文五年(総戸数六八戸)の状態と延宝八年(総戸数七七戸)の状態とを比較する。なお、〔寺名〕は、その世帯の基本的な檀那寺を示す。また、ここには下人等は含まれておらず、さらに寛文五年の宗門人別帳では、一五才未満の子供は記載されていない。「不明」とは検討の限りその家の存在を確認できないものである。

文右衛門家(名主)

【表】 天明七年千津島村宗門人別帳

番号	組(軒)	臨	濟	曹	洞	一	向	珠明寺	天福寺	西福寺	延命寺	善福寺	本光寺	人数合計
D1	七人組		43					40(8)	3(1)					43(9)
D2	六人組				23					11(3)	12(3)			23(6)
D3	五人組		21					21(6)						21(6)
D4	五人組		27					27(5)						27(5)
D5	五人組						30					30(6)		30(6)
D6	七人組						38					38(7)		38(7)
D7	七人組						34					34(7)		34(7)
D8	七人組						27					27(7)		27(7)
D9	五人組						23						23(5)	23(5)
D10	五人組						18						18(5)	18(5)
D11	五人組		18						18(5)				18(5)	18(5)
D12	七人組						32					32(7)		32(7)
	(71)		109		23		202	88(19)	21(6)	11(3)	12(3)	161(34)	41(10)	334(75)
			32.6%		6.9%		60.5%							

◎ 圭室文雄『江戸幕府の宗教統制』第十二表を引用。

◎ 数字は人数。()は戸数。

寛文五、〔禪宗珠明寺〕、女房の母のみ法華宗明経寺

(当主のみ他村出身)

延宝八、一家一寺化

佐五右衛門家(組頭)

寛文五、〔禪宗珠明寺〕、伯父(村内出身)のみ一向宗善福寺

延宝八、一家一寺化

太兵衛家(鑄物師)

寛文五、〔法華宗弘行寺〕、伯父(村内出身)のみ禪宗天福寺

延宝八、一家一寺化、〔法華宗弘行寺〕、成員は夫婦と子五人

所左衛門家

寛文五、〔禪宗香集寺〕(所左衛門以外は天福寺を抹消)

延宝八、〔禪宗天福寺〕

七郎右衛門家

寛文五、七郎右衛門は法華宗明経寺(他村出身)

女房は禪宗天福寺(村内出身)

延宝八、一家一寺化、〔法華宗明経寺〕七郎右衛門一人の世帯。

長兵衛家

寛文五、〔法華宗大円寺〕

延宝八、〔法華宗大円寺〕(長兵衛と姪(三十二歳)との世帯)

喜平次家

寛文五、喜平次のみ一向宗善福寺、女房・女房母は一向宗本光寺

延宝八、勘兵衛家か?

(一向宗本光寺)、勘兵衛のみ一向宗善福寺。

善兵衛家(柄在家)

寛文五、〔法華宗明経寺〕

延宝八、不明

与四右衛門家(柄在家)

寛文五、〔一向宗善福寺〕、女房父のみ禪宗天福寺

延宝八、一家一寺化

半右衛門家(柄在家)

寛文五、〔禪宗珠明寺〕、半右衛門のみ一向宗善福寺(村内出身)

延宝八、一向宗善福寺、女房のみ禪宗珠明寺

徳右衛門家(商人)

寛文五、〔法華宗大円寺〕、妻なし、娘のみ一向宗本光寺

(徳右衛門のみ伊勢出身)

延宝八、不明

まず、寛文五年の時点で既に一家一寺制が数量的に主流であるということはいえるであろう。一定数の複数寺状態の家族はみられるが、婚入者の父母などが別寺となっている場合が多い。寛文五年から延宝八年にかけて、複数寺状態の家族が一寺へ移行している傾向は認められるが、強制的な改宗・離檀が行われたのではなく、別の寺の檀那となっていた成員が死亡したことによる減少であると考えられる。そして、寛文五年から延宝八年にかけての法華宗檀家の減少は、如上の(宗派に関わらない)複数寺状態から一寺への移行、及び世帯そのものの移動によるものではないかと思われる。

さて、延宝八年段階での法華宗檀那は、太兵衛家(太兵衛・四五(以下数字は年齢)、女房・四〇、男子伊之八・一四、男子犬松・一〇、男子はな・六、女子なべ・六、男子辰之助・二二)、七郎右衛門家(七郎右衛門・二四)、長兵衛家(長兵衛・六七、姪さい・三二)の三家

である。七郎右衛門家の基本的な檀那寺は村内出身の女房の禪宗天福寺であった可能性があり、長兵衛家もその後血縁相続者を得なかった可能性が高い。よって、その後も法華宗檀家として維持されていく可能性が高かったのは太兵衛家のみである。残存している人別帳のうち、延宝八年の次に位置するものは二五年後、宝永二年の「五人組并人別御改帳」であり、正確に太兵衛家の後を追うことはできず、またこの「五人組并人別御改帳」は宗門人別帳ではないので檀那寺を知ることができない。

千津島村の宗門人別帳をみると、複数寺形態の寺檀関係（寛文五年の時点で、男女別寺檀制など、明らかに家内（下人などを除く）で複数の寺檀関係が継続されていく形態はない）の減少・消滅は明らかであるが、法華宗が強制的に転宗させられたということは明らかにはならないのである。

大桑氏の場合、一家複数寺制の寺檀関係Ⅱ「旦那的寺檀関係」として一家複数寺制の原理を検討している。そこで一家複数寺制の寺檀関係の事例として引用されているのは、尾道町や山家村の事例であるが、これらは右にみたように単純に恣意的な寺檀関係と捉えるには、未だ検討を要する状態である。そのあとに大桑氏は、慶安二年の能登国鳳至郡南北郷の坊主たちによる「旦那取決め覚書」を引用して、近世的「家」の成立と連動して、「旦那的寺檀関係」から「家」相続を中心とする原則へ変容すると論じている。

しかし以上に鑑みるに、一七世紀半ば、寺請制度草創期において、それ以降にみられるような、地域的な寺檀関係慣行（主として一家一寺制。地域によっては男女別寺檀制や、婚入家族等が実家の寺檀関係

を維持する形態）や、寺檀関係の相続への要請に規定される状況が既に成立していたと考えられる。個人入信の状況などは原則としてはなかったのではないかと思われる。確かに一般的にみれば寺檀関係整理の傾向はあると思われ、近世的「家」の成立との関連も問う必要があらう。だが寧ろ問われるべきは、寺請制度以前の寺檀関係継承をめぐる観念と、それに対する寺請制度や宗門人別帳記載様式などの影響なのではないだろうか。

第二節 半檀家の成立と解消

ここでは、半檀家の成立要因・解消要因が具体的にわかる事例を紹介する。

1 家レベルの場合―新発田藩領の事例

越後新発田藩では、寛政一二年以降、寺檀争論・檀論（檀那の帰属をめぐる寺院間争論）への対処、あるいは宗門改の円滑化の方策として、一家一寺制に繋がる法令を布令した。文政期以降は、幕府の法令を領内に触れるかたちとなった。これらの法令・政策は、宗門人別帳作成の現場や仏教教団組織による、質問や主張との相互関係のなかで施行された²⁴。

当初幕府水原代官から出され、さらに周辺所領で布達された文政一〇・一一年の法令（文政令）は、寺檀関係に関する「仕癖」を排し、妻子共一同、「家之菩提寺」の檀那たるべきとするものである。ただし、実家の檀縁の持ち込み、帰依による別寺、及び施行時現在行われている半檀家については、一代のみ認めていた。

文政令を受けて、文政一一年、新発田藩蒲原横越組内の、判断に迷う具体的事例をあげ、同組の庄屋（大庄屋）から郡奉行所に宛てた「寺且一件追而伺口上書」⁽²⁸⁾が作成された（庄屋の桂家に伝わったこの口上書には、案文であるのか、附札が付いていない）。

以下に、この口上書で具体的にあげられている事例を紹介しよう。
《》内は檀那寺、「※」以下は口上書に記載された説明・伺の要約である。

○長沼新田浅七家

《浄土真宗即性寺》浅七

《浄土真宗金宝寺》浅七妻、浅七女子つい、浅七女子ほの、浅七女子

つま

※掣の、家菩提寺が仕癖により離檀しなかった。今後掣養子等を迎える場合は女の檀那寺の「丸檀那」にしたい。

○坂越村名子八之丞

《浄土真宗法嚴寺》八之丞

《浄土真宗通琳寺》八之丞姉むめ、八之丞姉たつ、叔父仁五郎妻（八之丞叔母）

《禅宗円通寺》叔父仁五郎、仁五郎男子又次郎、仁五郎男子又六、仁

五郎男子留吉

※叔父仁五郎が掣にきたが（＝叔母の掣）、実家の菩提寺が仕癖で離檀させなかった。叔父仁五郎の家は内分別家である。その男子も父親と同じ寺の檀那になった。父親・男子と二代仕癖による寺檀関係が続いてしまったが、叔父死後もその寺檀関係を続けるべきか、本家亭主の檀那寺の檀那とすべきか。

○女池新田名子才助

《浄土真宗皆応寺》才助、仙蔵妻、仙蔵男子才三郎（又吉弟）、仙蔵弟重太郎

《浄土真宗金宝寺》才助妻、才助男子弥六、才助男子仙蔵（弥六兄）、仙蔵男子又吉

※亭主が一代替わりで檀那寺を変える約定であった。ところが当主が、たまたま実家の檀那寺を持ち越したため、二代続きで同じ寺の檀那になったので、次の二代は続けて別の寺の檀那にするという取り決めをした。女房も一代替わりになることになっている。

もともと、初代の才助が実家の檀那寺を持ち越すことよって一代替わりの寺檀関係が成立した。現存の別寺檀那が死滅後、一寺にしたい。

○大瀨村百姓七蔵

《享保七年宗門帳の状況》

《浄土真宗真光寺》七兵衛、利兵衛妻、利兵衛男子団治、利兵衛女子たつ、利兵衛女子いま

《法花宗本伝寺》七兵衛妻、七兵衛男子利兵衛、

【文政十一年の状況】

《浄土真宗真光寺》七蔵、七蔵女子そい、太郎七妻、七蔵母

《法花宗本伝寺》七蔵妻、七蔵男子太郎七

※元来は真宗真光寺檀那細山村九兵衛の分家である。始祖は真光寺檀那だという伝承がある。いつの頃からか法花宗本伝寺檀那が出来た。由来・年暦はわからないが享保以前から一代替わり檀那となった。

いずれを亭主の菩提寺とも決しかねる状態である。現在の七蔵の

菩提寺を家の菩提寺と捉えるべきであろうか。しかし子供は早くから本伝寺檀那である。以後一家両寺で相続することにはどうか。

以上、ここでみられる「複雑な」寺檀関係の形態には、寺院の「仕癖」などの要因が絡んでおり、形態から単純に系譜観・親子関係を読みとり得るものではないことは一目瞭然である。

さて、真宗東派教団と寺社奉行との交渉が直接のきっかけとなり、天保八年に、文政令を修正する法令（天保八年令）が、越後幕領・周辺諸領で布達された。天保八年令の骨子は、「持分・持寄」により元祖以来二ヶ寺の家については、それぞれの檀那寺に数代の墳墓があることもあるので、例外として認める、というものである。

天保八年令に対しても、新発田藩小須戸組庄屋喜内・同組加庄屋桂東吾から「宗門一件御触達之御趣意伺口上書」⁽²⁶⁾が提出されている。そのなかで、天保八年令中の、「持分・持寄」の語義についての質問に対する懸紙（回答）は、

持分と申ハ次男三男之内江姫ヲ迎分家いたし候節、其家元并姫之親元も相互ニ田畑家財等分ケ遣シ一家を立、執ヲ主と致兼、其夫婦家元之菩提寺其砌も式ヶ寺持来候を唱候由ニ有之、持寄之分者元祖夫婦別之寺ヲ双方も持来候を唱候由ニ有之候

というものであった。この「持分」の説明によれば、男系・女系の別よりも、持参する家産の多寡が寺檀関係を決定する要因とされているかのようなのである。換言すれば、男系の優先よりも家（祭祀、墳墓、なしいしは檀役をつとめる檀家）の継承を重視する観念がみられるかのようである。

また、分家二代目以降に実家から持ち込まれた檀縁の寺に墳墓があ

る場合はどうするかという質問に対する懸紙の内容は「一寺にせよ」というものであり、天保令でいう「元祖」とは分家の元祖か、それとも本家の元祖かなのかという問いに対しては、「分家の初代を指す」との回答がなされている。

なお、法令施行地域に含まれる与板藩領では、男女別寺檀制と男女別墓制とが連動しない事例（代々妻のみ別寺檀家だが、その寺に墳墓はない）も確認できる。⁽²⁷⁾

さて、ここでみているのは半檀家の創出が具体的にわかる事例であるが、地域での半檀家に関する取り決めにも触れておきたい。新発田藩の場合、一家一寺制に繋がる法令が出され、地域でそれを受けてなおかつ生じる檀論や寺檀争論を防止するため、文化一三年、蒲原横越組の寺院（真宗東派は先に協定を結んだので除外）と組方惣代とで取り決めが行われている。⁽²⁸⁾詳細は別稿に譲るが、この取り決めでは、一家一寺制・男女別寺檀制のいずれかを基本として、従来の寺檀関係を踏襲することが原則とされている。また、家産・祭祀の継承にかかわる場合は、当事者間の話し合いが重視されている。

ここでは、

○一家二寺で、亭主と妻とが「一代替り旦那」となる。

○一家一寺制か、男女別寺檀制を基本としつつも、家の中から一人だけさらに別の寺の檀那となる。

という方式の継承も認められ、取り決めを反映して、「複雑な」寺檀関係が生ずることがあり得ることがわかる。なお、この取り決めでは、「男女家録出し合之分家」、または男女とも親元から禄分を受けなかった場合は、男の檀那寺を優先することとなっている。

こういった、「複雑な」寺檀関係を創出させ得る取り決めは近世後

期に限ったものではない。大桑斉氏が「寺檀の思想」⁽³⁰⁾に引用した、鳳至郡門前町黒島、中谷藤作氏所蔵の、寺院・道場間の取り決めである「旦那取り決め覚書」は、慶安二（一六四九）年のものである。

2 村レヴェルの男女別寺檀制の成立事例

前項で検討したのは、個別の家毎の一家複数寺状態の成立事例であったが、次に村レヴェルでの半檀家の成立事例を紹介する。

ここで紹介するのは、「諸徳寺村永命寺末寺引直し一件」である。これについては別稿⁽³¹⁾でとりあげているので、ここでは概要の紹介に留める。依拠する史料は、菅谷順司家史料「永命寺引直し一代記」⁽³²⁾である。

この一件は下総国香取郡諸徳寺村（現千葉県香取郡干潟町）の天台宗永命寺の、門徒から末寺への昇格（引直し）をめぐる、諸徳寺村と、永命寺の本寺である溝原村（現千潟町）東栄寺（三途台〈長福寿寺・現長南町〉の末寺）との間に起きた争論である。宝永四（一七〇七）年に始まり、正徳三（一七一三）年、永命寺の末寺昇格と、もと永命寺と東栄寺との「両菩提寺」状態であった諸徳寺村の百姓の大部分が、男方は東栄寺、女方は永命寺の男女別寺檀制をとることとで内済が成立した。諸徳寺村の一部の百姓は完全に永命寺のみの檀家となった。この寺檀関係の状況は以後幕末まで固定した。⁽³³⁾

「一代記」の記事に拠れば、寛文の頃は永命寺は諸徳寺・長部両村の「菩提所」であった。ところがその後、弱冠一四歳で永命寺に住した僧がおり、寺役を勤め（られ）なかつたため、東栄寺の住職に寺役を頼む状態が数年続いた。そしてついに両村の檀家が東栄寺住職に帰服するようになり、長部村の家は東栄寺の檀家となり、諸徳寺村の多くの家は、葬儀の際、東栄寺の引導を受けるようになった。「一代

記」には、「本寺与両菩提寺と相極ル」という表現がみられるが、この「両菩提寺」とは、宗判は永命寺から、引導は東栄寺から受けるという状態を指すものと考えられる。

寛文期以降、隣接地域で樺海の干拓が行われた。諸徳寺村の村下（元禄七（一六九四）年、入野村（現千潟町）として村立て）に諸国からやってきた出百姓の大勢が、永命寺を菩提寺に頼んだ。ところが元禄一四年頃、新田の割元名主の一人である太田村（現旭市）の喜右衛門が、「永命寺に新町（新田内の新市。現旭市）の檀那が取られた。永命寺は能化寺（末寺と同義か）でないのに宗判を行っている。今後宗旨人別帳の取次は罷りならぬ」と言い出し、諸徳寺村にとっては困惑する事態となった。

宝永四年七月に至り、諸徳寺村の村役人はじめ頭だった者數十人が相談し、引直しへの運動が開始された。東栄寺側は、諸徳寺村檀家の「檀方分け」を提案した。しかし、諸徳寺村側では、のこらず東栄寺檀那になってしまつては永命寺が相続できないし、檀那を分けるにしても分け方が難しいとして、以前からの「両菩提寺」の維持を主張した。事態は進展せず、諸徳寺村側では上野東叡山に願い出るも、本寺東栄寺が訴訟手続きに必要な添翰を出さなため不調に終わった。

宝永六年四月に至つて、永命寺住職の円教房は、学業を修めるために江戸に出たいと希望した。しかし、留守中の寺役を引き受ける者がいなかったため、皆々相談の上、寺上げ（寺揚）とも。本寺などに寺の管理を引き渡すこと）することにした。だが、東栄寺住職は立腹して寺の受け取りを拒否した。円教房は、寺上げをしたからには最早東栄寺の指図は受けなと言ひ、江戸に赴いた。この時点では最早諸徳寺村の管理下に置かれ、門を閉ざした。入野村の者は松沢村宝蔵

寺の檀那、新町村の者は太田村海宝寺の檀那となり、その他思い思いに宗旨替え・寺替えする事態になった。

諸徳寺村の名主なども寄り合いを持ち、一二人(家)の者が東栄寺に離檀を申し入れた(「両菩提寺」ながら実質的に東栄寺の檀家と なっていた状態から離脱するということを申し入れたのか)。そして、府馬村(現山田町)の天台宗修徳院に、当分の間、檀那として預かってもらうことを申し入れた。その後東栄寺と引直しをめぐって交渉を持ったが決裂し、結局村中で修徳院を菩提寺に頼むことになった。永命寺の祈禱檀家も散り散りになった。

正徳三年に至り、永命寺引直しの訴願活動が再開された。扱いの過程で、諸徳寺村側は、家一軒につき一人ずつ東栄寺檀那とし、東栄寺から修理金六〇両、竹木代五〇両を出して和談することを提案した。それに対して知善房(扱いに当たった東叡山内の大慈院の弟子で、「二代記」の記者によれば東栄寺と懇ろ)は、一家の半分が東栄寺の檀那になるように、と提案した。諸徳寺村側が、それならば女を東栄寺の檀那としたいというと、知善房は、本寺なので男は東栄寺檀那としたい、と詫び、そのように決まった。修理金も結局一〇両と決まった。円教房が永命寺住職となった。

さて、本稿の主題に関連して、この事例から特に注目されるのは、以下の諸点であろう。

①「両菩提寺」状態

真宗における、檀家の仏事への上寺・下寺の双方の関与や、死導と宗判との分離などの「重層的寺檀関係」の指摘が早くからなされてきた。³⁴真宗の場合は地理的要因(宗判檀那寺と檀家との距離が遠い)による場合が多いと思われる。また、千葉県下の日蓮宗寺院の民俗調査

(旧長生郡一松村・現長生村)でも、葬儀の際に、本寺が引導を渡し、末寺がそれ以外の一切を行うという事例が報告されている(なおこの場合、男性が本寺の檀那、女性が末寺の檀那となるという男女別寺檀制である)³⁵。本一件は天台宗の同様の事例であり、また「両菩提寺」状態から男女別寺檀制へという変化の事例である。

なお、関東の、天台宗・古義真言宗・新義真言宗では、門徒寺院の比率が非常に多く、「両菩提寺」状態も広範にみられたのではないかとと思われる。この事例は、宗門帳上にあらわれた宗判寺檀関係と、寺檀関係の実態との差異を考慮に入れなければならないことをも示唆している。

②半檀家の当然視

本一件の過程で、半檀家化による解決が模索され、実現しているが、そのことに対する違和感は、「二代記」に記載されている限りでは全くみられない。

なお、最上孝敬氏³⁶以来、男女別寺檀制に、本寺が男寺、末寺が女寺となる場合があり、家内において男子を女子より重んじていたことがそういった風習を導いたのではないかと指摘がしばしばなされている。男女別寺檀制の成因は、村落寺院の維持のためや、夫婦双方の家の継承のために創始される場合など多様であるが、本稿でみた事例は、最上氏が指摘したような成因(ただし、それを主張したのは寛永寺山内の僧侶)を具体的に示すものである。そしてここでは、男女別寺檀制になるか否かを含め、村単位で意志決定がなされている。この事例では、一般的にいわれている、寺院の維持のために村単位で女性を村落寺院の檀那とする、という理由とは別の理由により、村単位に準ずる男女別寺檀制が成立している。

おわりに

以上、本稿では、まず近世初期の、「複雑な」外見をみせる寺檀関係の事例について再検討を加えた。寛永〜寛文期の寺檀関係は必ずしも「自由な」ものとはいえず、原則的には、既に何らかの規定や慣習に従って家族内で非選択的に継承されている。

そして、近世における半檀家の具体的な成立過程を検討し、整理過程に関説した。多様な要因から同一形態の半檀家に帰着しており、形態分類による立論には問題があると考えられる。また、大桑氏のいうように寺檀関係のありかたが「家」の論理に律せられる状態から「村」の論理に律せられる状態へと展開するとのみ捉え得るのではなく、双方の併存なども考えるべきだと思われる。つまり、少数事例から歴史的展開を論じてしまうことにも問題点があると考えられる。形態・成因の双方をみた上で、現代までの長いタイムスパンのなかで、観念、存在・変化要因を考える必要があるのである。

個々の半檀家の成立ないし解消は、仏教教団・寺院側の動向や地域社会の動向、幕藩権力の政策に左右される場合が多い。そのためそこから単純に先祖観・系譜観を読みとることに問題があることは既に指摘されている。そして位牌祭祀や墓制なども先祖観・系譜観、親族組織の構造を検討する素材とされてきた。⁽³⁸⁾

さらに、半檀家を素材として祖先祭祀を論ずるには、形態からは見えてこない、短期の系譜観と永続的系譜観との関係をどう捉えるかといったことも課題となってくる。

大藤修氏は、小農経営の一般化に伴う、小農民の「家」意識の成立、

家名・家産・家業と祖先祭祀を一体とした単独相続の農民の間への定着を明らかにしている。本稿第一節第3項でみた出羽村山地方の場合、襲名慣行の分析などからそれは十八世紀中・後期のこととされる。山村の場合、享保一五年（現在確認可能な最古の宗門帳がある年）には既に婚入者のみが別寺の寺檀関係が一般的である。すなわち非選択的な寺檀関係の親子間での継承が一般的となっている⁽⁴¹⁾（恐らく現在確認不可能な各宗門帳でもそうであろう）。右にみた課題と同時に、寺院・僧侶による寺檀関係維持の主張や、宗門改・宗門帳記載様式そのものの影響などによる寺檀関係と祖先観念とのずれを考えるべきなのであろうか。

註

- (1) 『日本民俗学』二〇一、一九九五年二月。
- (2) 森隆男編『民俗儀礼の世界』清文堂出版、二〇〇二年。
- (3) この問題に関する網羅的な整理として、吉原陸「複檀家制の術語設定について」〔常民文化〕一八、一九九五年三月）がある。
- (4) 『成城文芸』四四、一九六六年一〇月、のち『葬送墓制研究集 成』四墓の習俗、名著出版、一九七九年、所収。
- (5) 石川利夫・藤井正雄・森岡清美編、シリーズ家族史一『生者と死者―祖先祭祀』三省堂、一九八八年所収。
- (6) 『近世佛教 史料と研究』六一―三・四、一九八六年二月。
- (7) 福田アジオ「近世寺檀制度と複檀家」〔戸川安章編『仏教民俗学大系』七、名著出版、一九九二年〕。
- (8) 『日本民俗学会報』五〇、一九六七年四月。
- (9) 村武精一『家族の社会人類学』、弘文堂、一九七三年。初出は

- 村武精一「日・琉祖先祭祀からみた系譜関係の塑性性—いわゆる〔半檀家〕・〔入墓制〕などの民俗慣行から」(論文集刊行委員会編 岡正雄教授古希記念論文集『民族学からみた日本』河出書房新社、一九七〇年)。
- (10) 村武論文では図の番号に誤植があると考え、このように判断した。
- (11) 『社会と伝承』一、一九五七年。
- (12) 石川利夫・藤井正雄・森岡清美編 シリーズ家族史1『生者と死者—祖先祭祀』三省堂、一九八八年。
- (13) 註七参照。
- (14) 『近世仏教史料と研究』六一三・四、一九八六年二月。
- (15) 一九九〇年。
- (16) 『日本歴史』二四二・二四三、一九六八年七月・八月。
- (17) 『史学雑誌』四〇—一一、一九二九年十一月。のち長沼賢海『日本文化史の研究』(教育研究会、一九三七年)に所収。
- (18) 『広島大学文学部紀要』一五、一九五九年三月。
- (19) 青木茂編著、尾道市役所、一九七二年。
- (20) 一九六八年。
- (21) 福島正夫編『戸籍制度と「家」制度』、一九五九年、所収。のち大石慎三郎『近世村落の構造と家制度』(御茶ノ水書房、一九六八年、増補版一九七六年)に所収。
- (22) 『明治大学教養論集』四二、一九六八年三月。
- (23) 評論社、一九七一年。
- (24) 拙稿「幕藩権力と寺檀関係—一家一寺制をめぐる—」(『史学雑誌』一一〇—四、二〇〇一年四月)。
- (25) 新潟県立文書館所蔵桂家文書一四。
- (26) 新潟県立文書館所蔵桂家文書七一。
- (27) 与板町歴史民俗資料館収蔵(与板町所蔵) 関守一二六の三、天保一三年「宗旨御改関守」この「関守」は与板組割元新木家の記録である。利用に当たっては与板町教育委員会の御許可を得た。
- (28) 『横越町史』資料編、一五五号、田村順三郎『資料大江山村史』(一九七三年)、七八八〜七九二頁。
- (29) 註二四拙稿参照。
- (30) 教育社、一九七九年。
- (31) 拙稿「諸徳寺村永明寺末寺引直し一件」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一一五集、二〇〇四年三月予定)。
- (32) 干潟町大原幽学記念館所蔵菅谷順司家資料(以下「菅谷順司家」)N—一五。
- (33) 菅谷順司家D—「子之宗門人別御改帳」(文化十三年)、D—三「辰之宗門人別御改帳」(安政三年)。
- (34) 森岡清美「重層的寺檀関係—真宗教団について—」(『社会と伝承』二一一、一九五八年)。同「真宗教団と「家」制度」(創文社、一九六二年、増補版一九七八年)。
- (35) 橋口侯之助執筆「東上総の半檀家制」(上智大学史学会研究報告二「東上総の社会と文化—千葉県長生郡総合調査—」一九六八年六月、第二部)。
- (36) 最上孝敬「男女別墓制ならびに半檀家のこと—男女墓地と寺院を異にする習俗—」(『日本民俗学』第二号、一九五三年八月)。
- (37) 註二四拙稿参照。
- (38) 上野和男「日本の位牌祭祀と家族—祖先祭祀と家族類型について—」

ての一考察―」（『国立歴史民俗博物館研究報告』六集、一九八五年）。

(39) 井上治代『墓と家族の変容』（岩波書店、二〇〇三年）一五―一七頁を参照。

(40) 大藤修『近世農民と家・村・国家―生活史・社会史の視座から―』（吉川弘文館、一九九六年）。

(41) 註二四拙稿参照。